

## 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等） 開催案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

### 当支部にて開催する建築物石綿含有建材調査者講習について

#### ○建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

#### ○建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（バルコニー、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。

## 1. 受講資格・免除科目

### (1) 受講資格

以下のいずれかに該当する者

- ①労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ②学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ③学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ④学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）
- ⑤学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑥建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- ⑦労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- ⑧建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ⑨環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者

- ⑩労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- ⑪労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
- ⑫第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

## (2) 科目の免除

- ①石綿作業主任者技能講習修了者は、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除となります。

## 2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
出雲	2月12日(水)～2月13日(木)	出雲市塩冶善行町2-2 (出雲建設会館)	60名	1月28日 (火)

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

## 3. 講習科目及び時間割

《学科》 学科全科目受講者の方の受付は両日とも8:20からとなります。

- ・建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1※ (1時間)
- ・建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 (1時間)
- ・一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査 (1時間)
- ・現地調査の実際と留意点 (3時間)
- ・建築物石綿含有建材調査報告書の作成 (1時間)
- ・修了考査 (1時間)

(学科1日目 8:50～16:00 2日目(試験時間含む) 8:50～11:00)

免除者の方は※基礎知識1が免除のため、1日目の9:30から受付を致します。

## 4. 受講料(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部 会員	建災防島根県支部 非会員
全科目 (2日間)	学科7時間 修了考査1時間	29,700円 ※	34,100円
一部免除 (2日間)	学科6時間 修了考査1時間	26,400円 ※	30,800円

※建災防島根県支部会員は教材費部分(4,400円)を免除しております。

## 5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②写真（上半身3.0×2.4cm 裏面に氏名記載） 1枚
- ③受講資格を証する証書の写し（※注意事項をご確認ください。）
- ④受講料（下記振込先への振込のみの対応となり支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。）

（振込）事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの（写し）を  
申込書等に添付してお申し込みください。

振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572  
建設業労働災害防止協会島根県支部

⑤氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望がある場合  
（修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。）

・旧姓を使用した氏名の場合

戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等

・通称の場合

住民票又はそれに類する証明書

### ※注意事項

#### 受講資格等の証明について

受講申込書に証明欄を設けていますので、代表者の証明をお願いします。

代表者の原本証明ができない方（**事業主**、**個人受講者**）は、第三者（元請・関係請負人等）の証明を証明欄をお願いします。

## 6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル（受講日変更や受講者変更を含む）については、申込締切日までは受付いたします。なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

## 7. 前年度修了考査で使用した試験問題のうち1回分に相当する問題の例の公表

建設業労働災害防止協会島根県支部ホームページにて公表いたします。

## 8. 合格基準

合格基準は、受験した各科目ごとの点数が基準点数の40パーセント以上であって、かつ、受験した科目の点数の総合計点が、受験した科目の総合計点の60パーセント以上である場合を合格とします。

## 9. その他

- ・ 修了考査合格者には、後日修了証を送付いたします。
- ・ 修了考査が不合格となった場合は、講義を修了したことを証する書類（受講証明書）と修了考査再受験申込書を送付いたします。（講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までに再度受験をすることができます。）
- ・ 申込受付が完了しましたら順次受講票を送付しますので、当日ご持参ください。  
（当日受講票を忘れた方は、本人確認のため運転免許証等確認いたします。）
- ・ 駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

## 10. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004